

マイナンバーカードが 保険証として 利用できるようになります



行政管理課行政管理係 ☎0824-73-1112

令和3年3月(予定)から順次、マイナンバーカードが保険証として利用できるようになります。マイナンバーカードを保険証として利用することで、就職や転職、引っ越しをしても保険証の切り替えを待たずに受診できるなど、市民の皆さんの負担を軽減できます。

利用するためには、マイナンバーカードを取得し、マイナポータルでの申し込みが必要です。(自宅にパソコンなどが無い方もマイナポータルを利用できるよう、市役所本庁舎および各支所窓口専用端末を設置しています)

手続きなどの詳細は、各担当にお問い合わせください。

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。利用できる医療機関・薬局については、今後、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のホームページで公表予定です。

●できること

①健康保険証としてずっと使える

就職や転職、引っ越しをしても保険証の切り替えを待たずに受診できます。

※保険者への加入届け出は引き続き必要



②手続きなしで限度額以上の一次的な支払いが不要になる

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額以上の支払いが免除されます。



③マイナポータルでできること

特定検診情報(令和3年3月予定)、薬剤情報・医療費情報(令和3年10月予定)を確認できます。

令和3年分所得税の確定申告から、医療費控除の自動入力が可能になります。(予定)



申し込み方法は
特設ページで
確認できます!



https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html

●問い合わせ

▼マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120-95-0178

9時30分～20時 土日祝日は9時30分～17時30分(年末年始除く) 通話料無料

※健康保険証利用申し込みの問い合わせは、音声ガイダンスに従って「4」→「2」の順にお進みください。

▼個人番号カードに関すること

市民生活課戸籍住民係 ☎0824-73-1157